月刊 宅建Ｄｒ.マル秘レポート

2022年2月号

“少子高齢化、核家族化、価値観の多様化”によって頼るべき家族がいない。いても疎遠で頼れない！

★「葬儀や埋葬」の手配や「病院や施設」の支払い・・・
☆「知人への連絡」や「住居や施設の明渡し」の手続き
★「遺品の処分」、「ライフライン」や「携帯電話」の解約

自分の「死亡」の事実を友人に連絡してほしい。献体に出して欲しい、また、臓器提供の手続をとって欲しい。自分の信仰する宗教・宗派(寺院)での葬儀・埋葬してほしい。飼っているペットを友人・施設に引き取ってほしい。形見分けをしてほしい。

『死後の事務委任契約』

「必要である」

「不必要です」

①公営墓地に埋葬してほしい
②自然葬(散骨・樹木葬等)を希望
③不動産の「管理」を任せたい
④金融機関、証券会社の口座解約と電気、ガス、水道の支払・停止の手続

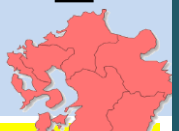

福岡 売買なう！

気になる記事

“死後の諸手続は自分ではできません。死後委任事務契約は、委任者と受任者の合意によって成立します！

地域 No.1を目指します！

不動産売買の専門家「宅建Ｄｒ.」にきいてみよう！

不動産のプロとは

宅建士の最高位である 宅建Dr.」の存在が、あなたの不動産を適正に判断し最適な価格で購入、売却ができます！

国が認めた「宅建マイスター・フェロー」「公認 不動産コンサルティングマスター」の有資格者が在籍している会社。

情報・知識

スタッフ全員が、宅地建物取引士の有資格者です。その他、ファイナンシャルプランナーや賃貸不動産経営管理士、競売不動産取扱主任者などが在籍しております。

営業マンの姿勢

『スピーディーな行動』『真心こめたアフターフォロー』『お客様の話をきく』あたり前のことを大切にします。

博多駅から徒歩4分！売却相談・購入相談随時承ります！

女性営業が対応いたします♪♪♪

R 産託コンサルタンツ

不動産を選ぶ、人生が変わる！ SANTAKU

『産託』は商標登録です

R産託 クリック！

★毎週更新★
R産託コンサルタンツ
スタッフブログ
★ぜひご覧ください★

無料 ★いきなり！？相続対策セミナー・収益80％アップする賃貸経営セミナー 好評実施中！